平成２６年（フ）第２６７号
北海道旭川市豊岡13条４丁目３番８号　ロイヤルハウス豊岡102
破産者　松本　　仁（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９２号
北海道帯広市西７条南39丁目１番14号、開始決定時の住所北海道帯広市西５条南41丁目１番地３
破産者　井尾　和也
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第１７１号
北海道帯広市西17条南４丁目41番14号
破産者　柴田　秀也
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第２０１号
北海道河東郡音更町柳町北区20番地33
破産者　木幡　和由
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第８８号
青森県十和田市大字三本木字稲吉３番地75
破産者　小笠原咲子
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第８５号
宮城県大崎市鳴子温泉字川端14番地11
破産者　渡部　君男
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第１０５号
宮城県大崎市松山長尾字前61番地
破産者　本間　一弥
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第２０９１号
神奈川県藤沢市鵠沼藤が谷１丁目11番29号
破産者　緒方　一史
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８６号
金沢市武蔵町５番５号　コープ野村武蔵弐期棟609号
破産者　坪川　芳樹
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３４３号
石川県かほく市白尾ヘ14番地
破産者　開田　致言
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２４０号
静岡県富士市松本172番地の４　ラークビレッジ３Ａ号
破産者　上杉　　忠
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１３６号
静岡県浜松市西区舞阪町弁天島2658番地の398　Ｄ号、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市北区三方原町1658番地の３
破産者　近藤　健二
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２６号
愛媛県松山市和気町２丁目950番地
破産者　中村　幸広
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第２１０号
北海道紋別市花園町６丁目２番３号
破産者　杉田　朋子
1　破産債権の届出期間　平成27年６月15日まで
2　一般調査期日　平成27年７月23日午後１時20分
平成27年５月15日　　旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５６２号
神戸市西区伊川谷町有瀬787―４―207、住民票上の住所兵庫県加古川市加古川町美乃利380番地の44
破産者　谷口　盛彦
1　破産債権の届出期間　平成27年６月17日まで
2　一般調査期日　平成27年８月27日午前11時
平成27年５月13日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４０号
神戸市灘区六甲町２丁目５番18―204号
破産者　木村　年孝
1　破産債権の届出期間　平成27年６月18日まで
2　一般調査期日　平成27年７月30日午前10時
平成27年５月14日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８９０号
神戸市中央区二宮町１丁目25―４
破産者　有限会社ナカノ工務店
1　破産債権の届出期間　平成27年６月22日まで
2　一般調査期日　平成27年８月20日午前11時
平成27年５月14日
神戸地方裁判所第３民事部

債権者集会招集

平成２２年（フ）第７２７２号
大阪市北区中之島６丁目２番40号
破産者　株式会社エヌズ
1　期日　平成27年６月18日午後２時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成27年５月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０３１号
大阪市住之江区南港南１丁目１番125号
破産者　株式会社ワールドソリューションズ
1　期日　平成27年６月30日午後３時10分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成27年５月14日
大阪地方裁判所第６民事部